

令和6年度

杉戸町会計年度任用職員

募集要項

【交通指導員】

追加募集

任用期間 令和7年3月31日まで



杉戸町マスコットキャラクター

すぎびよん

杉戸町危機管理課

1 募集職種

交通指導員 (パートタイム会計年度任用職員)

勤 務	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日 学校登校日の立哨活動 午前7時00分～8時30分間の1時間 ・交通指導員会定例会 午後6時から概ね1時間 月1回 ・一斉街頭立哨 年4回 ・その他、交通安全運動、啓発活動、研修等に從事 (イベント等で土・日の出勤もあります。)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童及び生徒の通学等の安全指導。 朝、通学する児童・生徒を交差点等で安全指導。(立哨活動) ② 一般歩行者に対し、正しい横断歩行の方法、信号の確認等安全通行の指導。 ③ 街頭における歩行者の安全通行に必要な指導及び誘導。 ④ 県及び町において行う、幼稚園、学校その他施設における交通安全教室等の安全教育を実施。 ⑤ 交通安全のための広報活動。 ⑥ 自転車、自動車等に対する正しい交通指導。 ⑦ 交通指導員会定例会への出席。 毎月1回(毎月2日前後)、役場会議室にて開催。 ⑧ その他
勤務場所	担当する立哨場所
募集人数	1名(第二小学校区)

2 資格要件

資格・免許	国籍	年齢等
普通自動車運転免許	不問	人格円満、身体強健であって、交通安全に対する知識・熱意を有し、かつ、指導力のある方

次の、地方公務員法第16条に規定する「欠格条項」のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 杉戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5章に規定する罪を犯し刑に処されたもの
- 4 日本国憲法施行日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの

3 選考日程

日 時	場 所	合否通知時期
令和6年5月下旬 ※個別に日程を調整します。	杉戸町役場内 ※詳細は別途通知します。	令和6年6月上旬 予定

4 選考方法

1. 交通指導員応募書による書類選考
2. 個人面接（1人につき10分程度）

※ 再度の任用の場合は、前任用期間の人事評価結果（勤務状況等）が選考において考慮されます。

5 応募方法

所定の応募用紙をご記入のうえ、期限内に担当課へ提出してください。

(1) 応募用紙

- ① 履歴書 ※市販品でも可（日本工業規格・A4サイズに限る）
- ② 交通指導員応募書

(2) 応募期限

令和6年5月24日（金）17時まで ※郵送の場合は必着

(3) 提出先

杉戸町危機管理課（杉戸町役場 第3庁舎2階）

【郵送の場合】

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 危機管理課 宛

※ 封筒の表面に「**交通指導員応募書 在中**」と朱書きしてください。

6 合格から任用まで

選考の結果「合格」となった方は、委嘱をした日から任用開始となります。

任用期間は令和7年3月31日までで、その後も再度任用される場合があります。

ます。(地域に密着した業務のため、長きにわたって業務を行っていただ
ける方の採用を考えておりますが、任用の継続性を保障するものではありません。)

また、次に該当する場合は、合格を取り消す場合があります。

- ・ 提出した書類に虚偽があった場合
- ・ 任用されるまでの期間に、公務員としてふさわしくない非行行為があつた場合
- ・ 雇入れ時の健康診断において、医師が「就労不可」と診断した場合

7 任用されてから

(1) 服務賞罰・人事評価

① 服務規律

一般職の地方公務員に分類される会計年度任用職員は、地方公務員法に基づいて以下の服務規律が適用されます。

- | | | |
|-------------|-----------------------|-------------|
| ・ 服務の宣誓 | ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | |
| ・ 信用失墜行為の禁止 | ・ 秘密を守る義務 | ・ 職務に専念する義務 |
| ・ 政治的行為の制限 | ・ 争議行為等の禁止 | |

② 分限処分・懲戒処分

勤務成績が良くない場合や公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。

また、法令違反等の非行行為があつた場合は、懲戒処分等の対象となります。

③ 人事評価

すべての会計年度任用職員は、勤務時間の長短に関わらず人事評価を行います。客観的な能力実証である人事評価の結果は、再度の任用の際、

選考における判断要素の一つとして活用されます。

(2) 報酬

杉戸町職員「行政職給料表」における 交通指導員の級・号給	時間額
1級22号給～1級46号給	1,234円～1,450円

(3) 手当等

- ・ 規定に基づき、通勤手当に相当する費用弁償が支給されます。
- ・ 再度の任用の際、経験年数の加算により昇給に相当する給与決定がなされます。(上限あり)

(4) 支給日

報酬等の支給日は、翌月21日です。

なお、支給日が週休日や祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が支給日となります。

(5) 服装

制服及び装備品を貸与します。

担当課・問合せ先

杉戸町危機管理課 交通・防犯担当

(杉戸町役場 第3庁舎2階)

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話 0480-33-1111 (代表) 内線284